

県からのマスク優先配布（第2回）に関するお知らせ

茨城県では、一般医療機関への医療用マスク優先配布（第2回）を開始しました。
詳細は下記のとおりとなります。

令和2年4月30日

一般病院、診療所、歯科診療所の皆様へ

一般病院、診療所、歯科診療所へのマスク配布（第2回）について

国が買い上げた医療用マスクを下記の医療機関等へ優先配布いたします。

【配布対象】 一般病院、一般診療所、歯科診療所（施設ごと）
（ただし、感染症協力医療機関、二次三次救急医療機関、介護施設は除く）

【配布方法】

- ①県医師会、県歯科医師会の会員となっている対象施設の方には、所属の会（地域の会）を通じて配布しますので、所属会からの御連絡をお待ちください。
- ②県医師会、県歯科医師会の会員となっていない施設の方は、[管轄保健所*](#)にて、5月29日までにお受け取りください。
（お受け取り時間： 平日 9:00～12:00 13:00～17:00）

水戸市が中核市に移行しましたので、水戸市内の施設の方は、今回から水戸市保健所でお受け取りください。

【医療機関向けマスクに関する問合せ先】

茨城県保健福祉部医療局薬務課
TEL：029-301-3384

(*リンク先)

保健所一覧

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/healthcenter/index.html>